日本高血圧学会・日本循環器病予防学会・日本動脈硬化学会・日本心臓病学会 循環器病予防療養指導士実施細則

第1章 総則

第1条

循環器病予防療養指導士の認定試験ならびに認定更新に関することをこの細則に定める。

第2章 認定試験

第2条

循環器病予防療養指導士の認定試験実施日程と会場は循環器病予防療養指導士認定委員会で定める。

第3条

認定試験の申請締切日は認定委員会が定める。

第4条

循環器病予防療養指導士認定試験の受験を希望する者は申請締切日までに次の各号に定める申請書類に申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 循環器病予防療養指導士認定試験受験申請書
- 2) 認定規則第10条1) にて定められた資格の免許証、証明書あるいは登録書の写し
- 3) 推薦書(推薦者と申請者の所属先が異なる場合は、申請者の所属先の在籍証明書も併せて提出のこと)。
- 4) 指導事例に関する報告書
 - 申請者は下記①~③より1つを選んで申請書類を作成し、提出するものとする。
 - ① a) 指導例報告シート5症例提出
 - ② a) 指導例報告シート2症例提出と b)~c)のうち1事例の報告書を提出
 - ③ b)~c)のうち3事例の報告書を提出する
 - a) 申請日より過去 10 年間に実施した療養指導に基づく指導例報告
 - b) 申請日より過去 3 年間に企画、実施または講義を担当した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に関する指導者研修会あるいは市民向け講座、教室などに関する報告
 - c) 申請日より過去 3 年間に出版した高血圧や脂質異常などの循環器病予防に 関する専門誌およびテキスト、書籍の執筆に関する報告
- 5) 主催学会のフォーラム、総会、学術集会の参加証の写し(氏名所属部分も送付すること)
- 6) 講習履修証明書

第3章 認定更新

第5条

循環器病予防療養指導士の認定更新をする者は最終年(5年目)の4月1日から4月30日までに次の各号に定める申請書類に更新申請料を添えて認定委員会に提出するものとする。

- 1) 循環器病予防療養指導士認定更新申請書
- 2) 取得単位総括表ならびに学会参加証明、講習履修証明 ※ 申請に要する単位として 20 単位以上を取得すること。(別紙(註1)参照)
- 3) 活動実績報告総括表ならびに報告書類 ※ 活動実績報告として合計 5 ポイント以上を提出すること。(別紙(註 2) 参照)

第6条

更新申請者は更新申請の時点で、更新に必要な単位数の合計が20単位に満たない場合は、 不足単位に関する取得見込みの予定を記載したものを付して更新申請書を提出することが できる。

但し、最終年(5年目)の認定期間最終日(8月31日)までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

第7条

認定更新時の取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

第8条

循環器病予防療養指導士の認定を更新する意志があり、認定期間最終日までに所定の単位 数の取得が困難と予測される場合は、資格更新を保留できる。

- 1) 更新の保留について
- ・ 循環器病予防療養指導士の認定更新の保留をしようとする者は最終年(5年目)の4 月1日~4月30日までに保留を申し出ること。
- ・ 保留期間は認定期間終了翌日より1年間とし保留期間内に所定単位を取得することで 更新の申請をすることができる。
- 保留期間中は、循環器病予防療養指導士を呼称することはできない。
- ・ 保留を申請した翌年4月1日から4月30日までに更新申請の手続きを行う。

2) 更新の保留延長について

出産、育児、職場の異動の他、やむを得ない事情の場合は、所定の書類を提出し認定委員会 が承認した場合、延長できる。

但し、この場合の保留延長は認定期間終了翌日より最長3年までとする。

第4章 受験料、認定料、更新料など

第9条

受験料、認定料、更新料は下記に定める。

認定委員会事務局が受領した受験料、認定料、更新料はいかなる理由においても返金しない。

受験料:15,000円(税込) 認定料:10,000円(税込) 更新料:10,000円(税込)

第5章 細則の改廃

第10条

この細則の実施に関して定められていない事項は循環器病予防療養指導士認定委員会で定めるものとする。

第11条

この細則は循環器病予防療養指導士認定委員会の議決を経て、変更することができる。

この細則は 2018 年 12 月 23 日 施行 2020 年 2 月 26 日改定 2020 年 4 月 1 日改定 2022 年 4 月 1 日改定 2023 年 1 月 27 日改定 2023 年 8 月 24 日改定

別紙

(註1)

申請に要する単位として下記 I ~Ⅲより 20 単位以上を取得すること。 単位が取得できる学術集会ならびに講習会として以下のものを規定する。 申請時には所定の取得単位総括表(様式1)に証明書類を添付の上、提出すること。

- I. 本制度を主催する各学会の学術集会(下記①~⑤)
 - 1回の参加で付与される単位数は5単位。参加証のコピーを提出すること。
 - ①日本高血圧学会総会
 - ②臨床高血圧フォーラム(2022年6月で最終回開催終了)、高血圧フォーラム
 - ③日本循環器病予防学会学術集会
 - ④日本動脈硬化学会総会・学術集会
 - ⑤動脈硬化教育フォーラム
 - ⑥日本心臟病学会学術集会

Ⅱ. 指定講習会、認定講習会

受講証明書を提出すること。受講証明書がない場合は、受講記録を「認定単位手帳」または「単位記録用紙」に記載して提出すること。

- ①指定講習会
- 1) 本制度を主催する各学会の学術集会会期中に開催される循環器病予防療養指導士 に関するプログラム
- 2) 本制度を主催する各学会が主催する循環器病予防療養指導士セミナー
- 3) 認定委員会が指定した下記 Web セミナー
 - ①循環器病予防療養指導士 Web セミナー
 - ②循環器病予防 e ラーニング講座の中で、循環器病予防療養指導士認定単位が付与されているもの

(HP に掲載の申請手順に則り、Web セミナー単位申請手続きを行うこと。)

②認定講習会

別途定める内規に基づき、認定委員会が認定した研修会への参加

Ⅲ. 関連学会学術集会への参加

認定委員会が指定した関連学会学術集会への参加。

1回参加で2単位付与。上限4単位。

内容	備考	提出書類
I. 主催学会の学術集会	1回の参加で付与され る単位数は5単位。	参加証コピー
Ⅱ.指定講習会、認定講習会①指定講習会②認定講習会		受講証明書。 受講証明書の発行が無い場合は、認定単位手帳 (または単位記録用紙)。 ※下記 Web セミナーの提出書類については受講 証明書のみ ①循環器病予防療養指導士 Web セミナー ②循環器病予防 e ラーニング講座
Ⅲ. 関連学会学術集会への参加認定委員会が指定した関連学会学術集会への参加	1回の参加で付与され る単位数は2単位。 上限4単位	参加証コピー

(註2)

活動実績報告として、合計5ポイント以上提出すること。

循環器病予防療養指導士としての活動実績として以下のものを規定する。

活動実績		提出書類
①指導症例報告	1症例につき1ポイント	・ 指導症例報告(様式5)
②教育活動報告		
(ア) 講義・講演等(※1)	1回につき1ポイント	・ 教育活動報告(様式 6) ・ 内容証明書類
(イ)研修・事業等の 企画・運営 (※2)	1回につき2ポイント	教育活動報告(様式6)内容証明書類
③研究活動報告		
(ア)学会発表 (症例報告も可)	1回につき2ポイント(但し共同演者の場合は1ポイント)	· 研究活動報告[学会発表](様式7) · 抄録
(イ)学術論文	1回につき3ポイント(但し共同演者の場合は2ポイント)	· 研究活動報告[論文等] (様式 8) · 論文別刷

※1:②教育活動報告

(ア)講義・講演など

施設内研修の講師、教育機関での講義も可。

教育機関で授業として実施する講義については、前期科目を担当した場合、 後期科目を担当した場合につき、それぞれ1回分の活動実績として認める (複数年の申請可)。

内容証明書類として、申請者が担当したことが証明できる講義案内、講義テキスト、講義レジュメ等を添付のこと。

※2:②教育活動報告

(イ)研修・事業等の企画・運営

単年度一事業ごとに1回分の活動実績として認める(複数年の申請可)。